

公開シンポジウム (Web 開催)

IT 化を踏まえた消費生活相談の在り方を考える

令和 2 年 11 月 13 日 (金) 14:00~16:40

WEB 開催

消費生活センター、各種 ADR、調停、裁判など、消費者問題に関する相談窓口が多様化しています。加えて、新型コロナウイルス感染拡大や自然災害時などの緊急時の相談窓口の在り方も問われています。

消費生活相談では SNS による消費生活相談の導入が緊急に求められ、その他、裁判手続き IT 化、ODR など、AI や IT を活用した相談方法が現実のものになろうとしています。事業者と消費者とのトラブルである消費生活相談の場合、それらをどう受け止め、組み入れていくのか、よりよい相談にするための課題、消費生活相談員に求められることは何かなど、近い将来、私たち消費生活相談員が直面する問題があると思われます。

今、どのような状況にあるのかを知り、IT や AI を活用したこれからの消費生活相談について、本協会が果たすべき役割を考え、消費者の安心安全を確保することを目的とします。

-
- ◆来賓御挨拶 消費者庁 長官 伊藤 明子 氏 (予定)
 - ◆講演 1 テーマ 「消費者のための民事裁判 IT 化と ODR」
講師 成城大学 法学部 法律学科 教授 町村 泰貴 氏
 - ◆講演 2 テーマ 「消費生活相談における IT 化について (仮)」
講師 (独) 国民生活センター 顧問 松本 恒雄 氏

◆Web によるシンポジウムとします

◆ZOOM 300 人 定員 終了後、録画をホームページに掲載する予定です。

◆お申込みは、次の URL もしくは QR コードからお願いします。

<https://forms.gle/yf8NxWtJa6YyueEAA>



Zoom ご招待 URL をご案内します。